



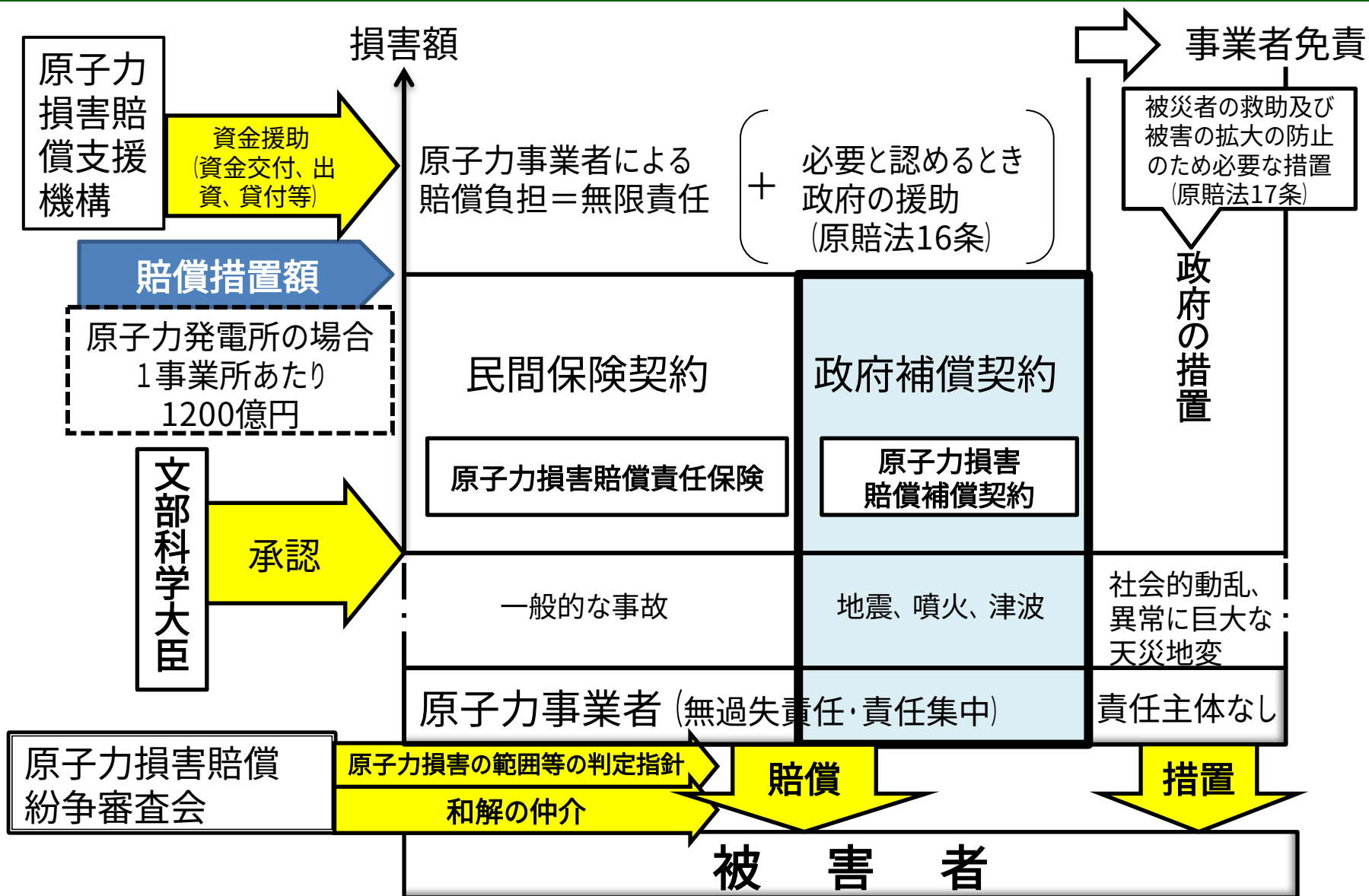
原子力損害賠償制度に関するご説明

平成26年6月17日
日本原子力発電株式会社

本日のご説明内容

- 1. 原子力損害賠償制度のあらまし**
- 2. 原子力損害の賠償に関する法律**
- 3. 原子力損害賠償支援機構法**
- 4. 損害賠償の対応体制**

1. 原子力損害賠償制度のあらまし



1. 原子力損害賠償制度のあらまし

原子力損害賠償制度共通原則

原子力損害賠償制度共通原則	
①責任の厳格化と集中	原子力事業者は <u>無過失責任を負い</u> 、免責事由も制限される。加えて、資機材供給者の原因によって事故が生じた場合においても、事業者だけに賠償責任が課せられる(<u>責任集中</u>)
②適用範囲	原子力損害賠償制度の適用対象とされる「原子力損害」の範囲は、原子炉の運転等に起因する事故とする
③損害賠償措置の強制	民間保険または/及び政府との補償契約への <u>強制加入</u> により事業者の支払い能力を確保。
④賠償金額の制限	事業者の賠償負担が無限大にならないよう、賠償責任限度額を設定。しかし、 <u>日本、ドイツ、スイス等は責任限度額を例外的に設定していないため、事業者の責任は無限責任となる。</u>
⑤国家補償	事業者が賠償責任を果たしきれない場合等については、国家が補償。 *しかしわが国原賠法は国家補償について明示せず

1. 原子力損害賠償制度のあらまし

諸外国の原子力損害賠償制度

	日	独	米	仏	英
責任の性格	無過失責任/責任集中	無過失責任/責任集中	厳格責任/経済的責任集中	無過失責任/責任集中	無過失責任/責任集中
事業主体	民営	民営	州営・民営（混在）	国営	国営（外国籍）
事業者の責任限度額	限度なし（＝無限責任）	限度なし（＝無限責任） ＊但し不可抗力の事由による事故の場合、賠償措置額と同額の25億€を上限として連邦政府が補償	約125億\$ 1兆2,500億円	約0.9億€ 117億円	1.4億£ 217億円
賠償措置	民間保険又は供託 1,200億円/工場・事務所当たり	①民間保険:約2.56億€ ②相互扶助(責任保証組合): 約2.56億～約25億€ 2.450億円	①保険(民間保険、民間の補償契約又は自家保険): 3億\$ ②相互扶助(事業者間相互扶助制度):1.1億\$/基	民間保険等: 約0.9億€	民間保険等: 1.4億£
事業者の免責事由	異常に巨大な天災地変または社会的動乱	規定なし	戦争	戦争又は異常に巨大な自然災害	武力衝突
民間保険の主な免責事由	正常運転、地震・津波・噴火、10年以降の請求	戦争・異常に巨大な自然災害、正常運転、10年以降の請求	従業員	10年以降の請求	10年以降の請求
賠償措置を超過した場合	必要と認められる場合は政府が援助	賠償措置制度が機能しない場合、政府が補償（特別法にて対処） (1985年無限責任に変更)	議会が必要と判断されるあらゆる手当を行う	国と事業者で按分し負担	議会にて決定される金額、方法にて国が補償

(注) 換金レート: 1€=130円 1\$=100円 1£=155円 (出典) 日本原子力産業協会資料等

2. 原子力損害の賠償に関する法律

概 要

1. 原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者に集中
2. 原子力事業者に損害賠償責任保険への加入等を義務づけ
3. 賠償措置額を超える損害が発生した場合に国が原子力事業者に必要な援助

2. 原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害賠償制度の目的

(目的)

第1条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害の定義

(定義)

第2条 略

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

無過失責任／責任の集中

(無過失責任、責任の集中等)

第3条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない。

(以下 略)

2. 原子力損害の賠償に関する法律

損害賠償措置を講ずべき義務

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第6条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「**損害賠償措置**」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

損害賠償措置の内容

(損害賠償措置の内容)

**第7条 損害賠償措置は、…… 原子力損害賠償責任
保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若し
くは供託であって、その措置により、1工場若しくは1
事業所当たり若しくは1原子力船当たり1200億円
(政令で定める原子炉の運転等については、1200
億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措
置額」という。)を原子力損害の賠償に充てることがで
きるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又
はこれらに相当する措置であって文部科学大臣の承
認を受けたものとする。(以下 略)**

2. 原子力損害の賠償に関する法律

責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第8条 原子力損害賠償責任保険契約 (以下「責任保険契約」という。) は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者(中略)がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第10条 原子力損害賠償補償契約 (以下「補償契約」という。) は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によってはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。 (以下 略)

2. 原子力損害の賠償に関する法律

国の措置

(国の措置)

第16条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（中略）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

国の措置

第17条 政府は、第3条第1項ただし書の場合又は第7条の2第2項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

2. 原子力損害の賠償に関する法律

原損賠紛争審査会

第18条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。

三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

(以下 略)

3. 原子力損害賠償支援機構法

○原賠法第16条に定める国の「援助」は、「原子力損害賠償支援機構法」によって初めて具体化された

支援目的

- ⇒ ①賠償の迅速かつ適切な実施
②電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営

援助方法

- ⇒ ①一般負担金、②特別負担金、③政府の援助※

※③政府の援助(国→機構)

■国債の発行⇒返還する必要あり

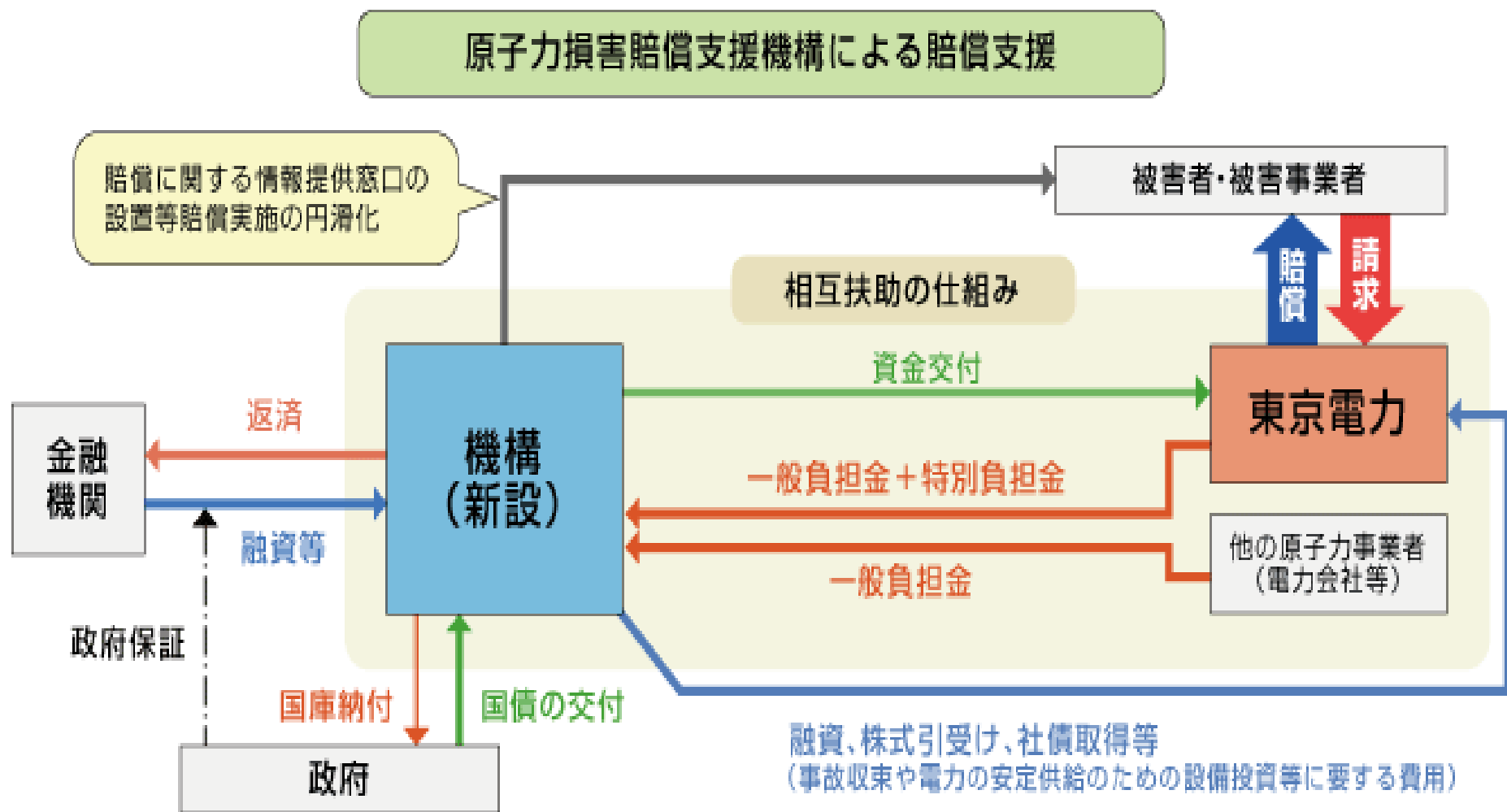
■(更に資金が不足する場合)資金交付(51条)⇒返済を前提としない

■(負担金の負担により電気の安定供給等に支障を来し又は国民生活等に重大な支障を生ずる恐れがある場合)資金交付(68条) ⇒返済を前提としない

援助条件

- ⇒ 特別事業計画を総理大臣・経産大臣が認定

3. 原子力損害賠償支援機構法



3. 原子力損害賠償支援機構法

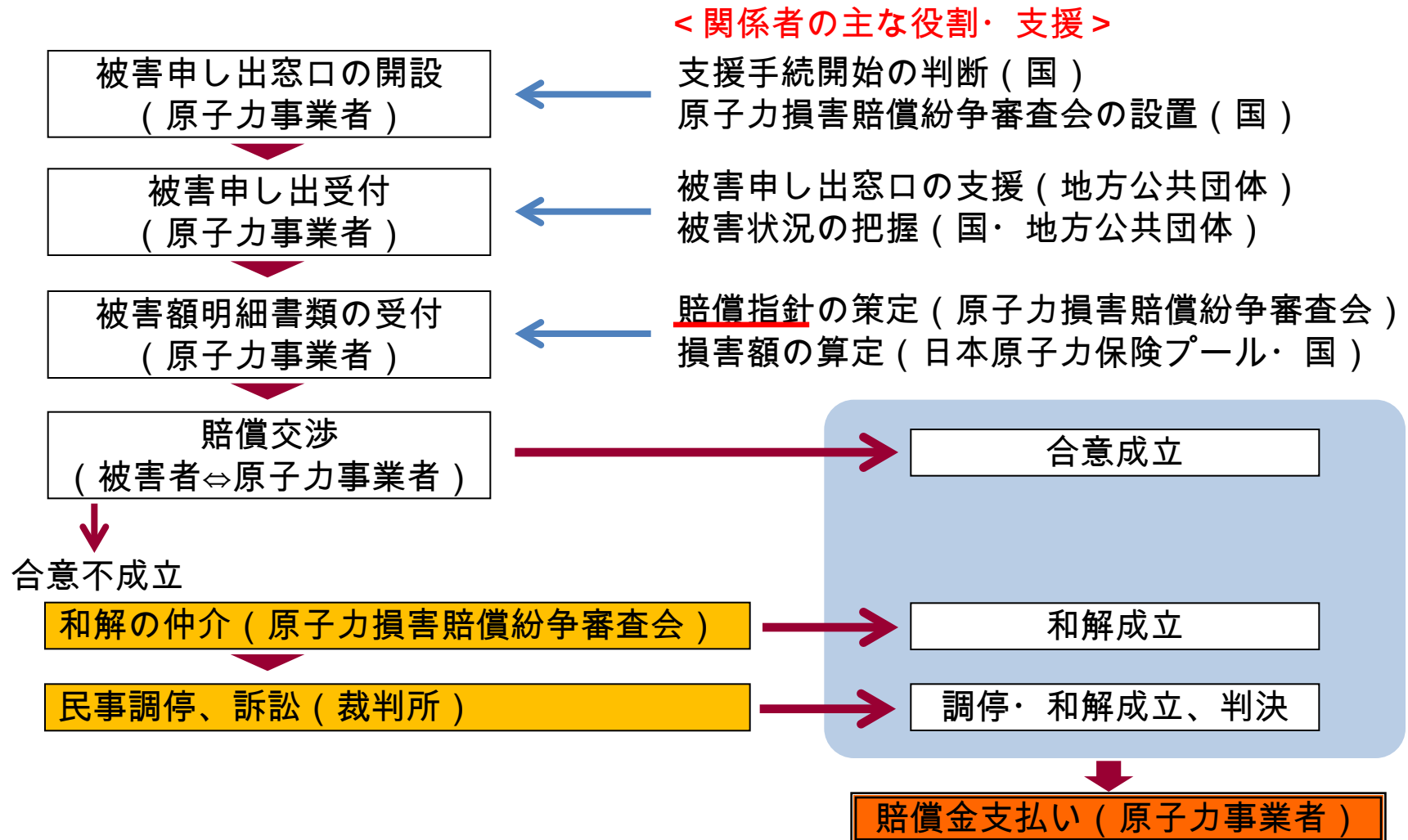
一般負担金額及び特別負担金額

平成25年度一般負担金年度総額	1,630億円
(うち原電負担額	85億2,490万円)

平成25年度特別負担金年度総額	500億円
-----------------	-------

4. 損害賠償の対応体制

賠償手続きの標準的なプロセス (イメージ)



参考 (東京電力株式会社 公表資料)

原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績

平成26年6月6日現在

	個人	個人(自主的避難 等に係る損害)	法人・個人 事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数(延べ件数)	約613,000件	約1,300,000件	約260,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数(延べ件数)	約532,000件	約1,287,000件	約226,000件
本賠償の金額 ※	約1兆6,771億円	約3,529億円	約1兆7,484億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額 ※	約3兆7,785億円 ①		
仮払補償金	約1,502億円 ②		
お支払い総額	約3兆9,286億円 ①+②		

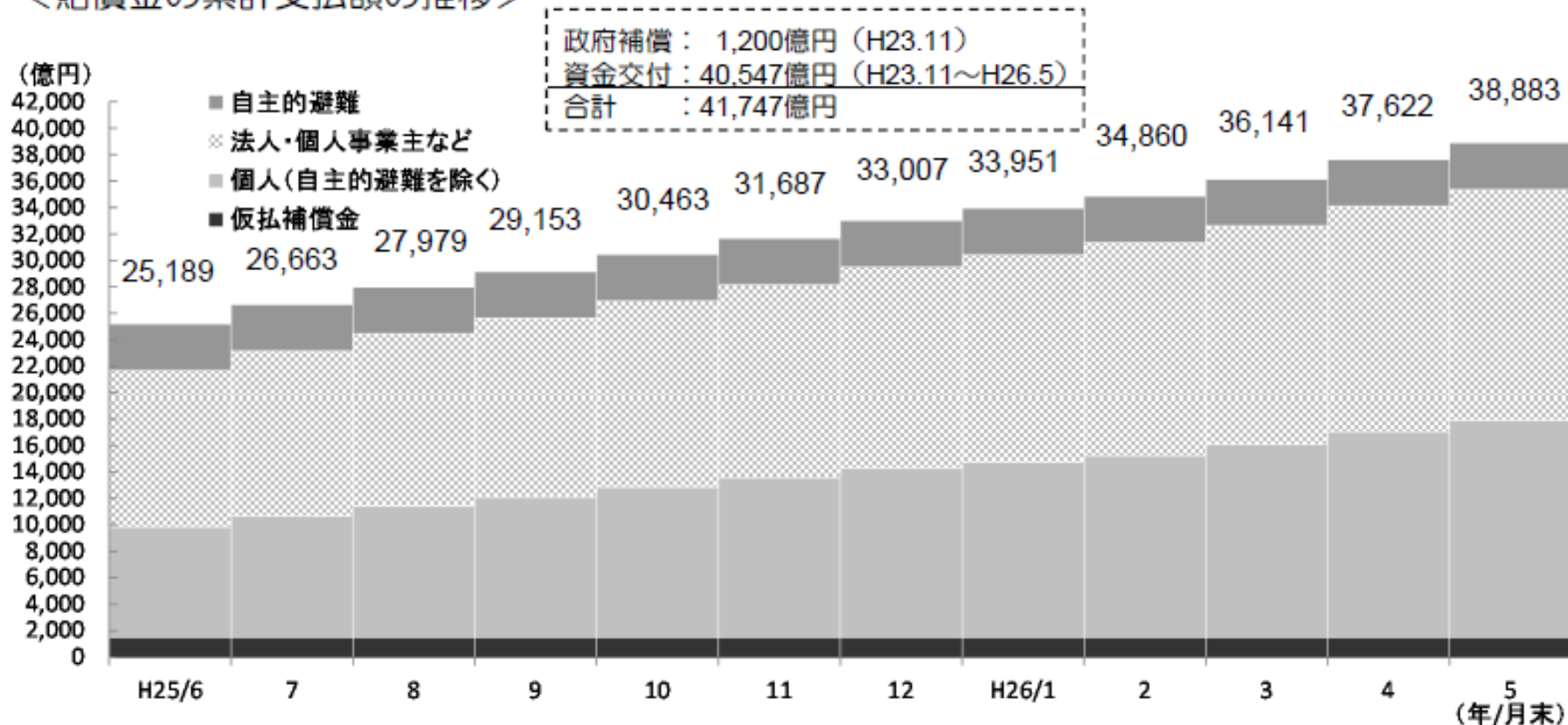
※ 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

(出典) 東京電力(株)公表資料 <http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/index-j.html>

参考 (東京電力株式会社 公表資料)

原子力損害賠償に関するこれまでのお支払い実績とご請求書への対応状況 (平成26年5月末)

<賠償金の累計支払額の推移>



(出典) 東京電力(株)公表資料 http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/images/jisseki_02-j.pdf

参考 (東京電力株式会社 公表資料)

平成26年5月22日
東京電力株式会社

当社は、本日、原子力損害賠償支援機構（以下、機構）より、平成26年1月15日に変更の認定を受けた特別事業計画（新・総合特別事業計画）に基づき、1,759億円の資金の交付を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償金として1,200億円、また、機構からの資金交付としてこれまでに3兆8,788億円を受領しておりますが、平成26年6月末までにお支払いする賠償額が、これらの金額の合計を上回る見込みであることを踏まえ、第28回目の資金交付を要請していたものです。

当社といたしましては、機構からの資金援助を受けながら、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った親身・親切的な賠償を実現してまいります。

以 上